

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和3年6月10日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

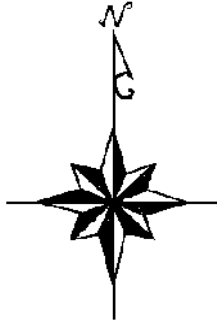
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起 点 終 点	
青2761号線	青梅市長淵1丁目938番2 青梅市長淵1丁目938番2	別記図面表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市長淵1丁目地内

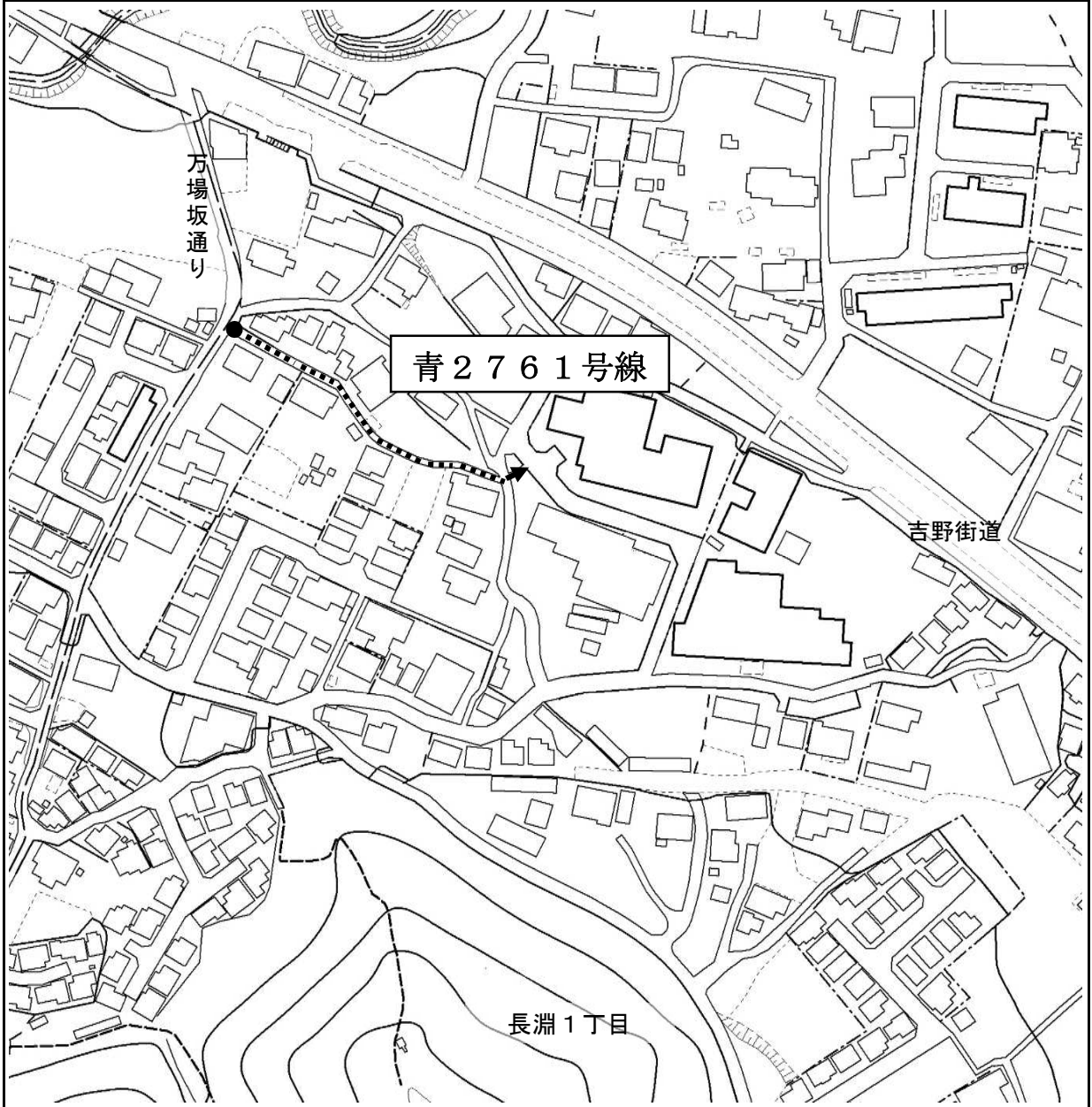


一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）6.90メートル



議案第5号から議案第9号までの付属資料

市道路線の廃止・一部廃止・認定資料

(廃止)

議案番号	路線名	延長 m	幅員 m	道路部幅員 m	面積 m ²	道路部面積 m ²
5	青2765号線	52.64	1.82 ～ 2.73	—	—	—
6	青2766号線	35.60	1.82	—	—	—

(一部廃止)

議案番号	路線名	一部廃止する部分				
		延長 m	幅員 m	道路部幅員 m	面積 m ²	道路部面積 m ²
7	青2761号線	6.90	1.82	1.82 ～ 1.83	12.56	12.56
8	青1340号線	68.23	1.82	1.30 ～ 1.86	125.03	125.03

(認定)

議案番号	路線名	延長 m	幅員 m	道路部幅員 m	面積 m ²	道路部面積 m ²
9	青3280号線	51.91	5.00 ～ 10.50	5.00 ～ 10.50	296.74	296.74